【参考資料】

議案第７５号　朝霞市児童生徒の自殺が起きたときの背景詳細調査委員会条例

学校教育部教育指導課

１　提案する理由

本市の児童生徒が自殺する事案が発生し、背景詳細調査の実施の必要性が生じたため、文部科学省「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和7年12月改訂）」に基づき、専門知識を有する者で構成する調査組織を設置するため条例を制定するものである。

本調査委員会に第三者性が確保された専門家が参画し、調査の公平性・中立性を確保することができる調査組織ができるよう、本条例において、児童生徒の自殺にかかる詳細調査委員会の所掌事務、委員の資格、会議の開催要件等を規定する。

本調査委員会の構成については、学識経験者、医師、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者のほか、教育委員会が必要と認める者であって、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者の参加を図ることにより調査の公平性・中立性を確保する。

また、詳細調査においては、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止・自殺予防のための今後の改善策を提言する。

２　施行年月日

公布の日から施行する。

担当
学校教育部教育指導課
電話　４６３－２８８４